七　最低額面金額　五万円
八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日　平成二十四年四月九日
十　発行価格　額面金額百円につき百円三十二銭
十一　利率　年〇・三パーセント
十二　経過利子の払込み　(一)　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額 \times \frac{0.3}{100} \times \frac{20}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

$$額面金額の総額 \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　初期利子　平成二十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限　平成二十九年三月二十日
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所　日本銀行
十八　払込期日　平成二十四年四月九日

〇財務省告示第百八十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十四年四月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年五月十一日
財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百二十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
五　発行額　額面金額で百七十二億四百五十五万円
六　払込金額　百七十三億千四百六十五万九千百二十円
七　最低額面金額　五万円
八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九　発行日　平成二十四年四月九日
十　発行価格　額面金額百円につき百円六十四銭
十一　利率　年一・〇パーセント
十二　経過利子の払込み　(一)　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額 \times \frac{1.0}{100} \times \frac{20}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
平成二十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　初期利子
十四　第二期以後の利子
十五　償還期限
十六　償還金額
十七　元利金支払場所
十八　払込期日　平成二十四年四月九日

〇財務省告示第百八十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十四年四月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年五月十一日
財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第二十二回）
二　発行の根拠法律及びその条項　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行額　額面金額で四百六十八億六千八百七十三万円
五　最低額面金額　一万円
六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七　発行日　平成二十四年四月十六日
八　発行価格　額面金額百円につき百円
九　利率　年〇・一二パーセント
十　経過利子の払込み　(一)　各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$額面金額の総額 \times \frac{0.12}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
平成二十四年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.12}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一　初期利子